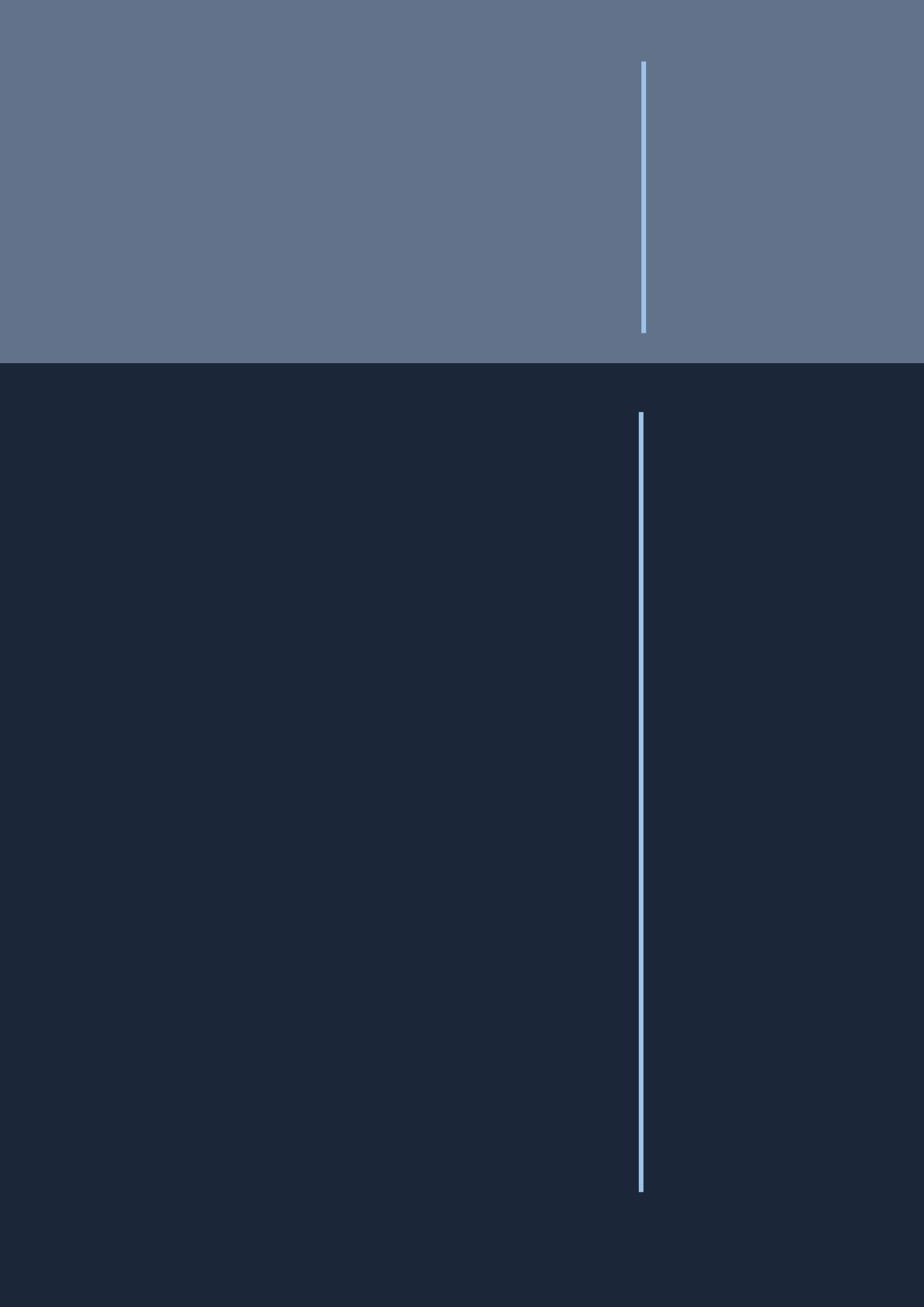


CHAPTER

# 5

## 計画のフォローアップ





## 5-1 計画の推進体制

- 計画を進めるに当たっては、市民、交通事業者及び行政（国、県及び市の道路管理者並びに警察を含む。）がそれぞれ主体的に事業に取り組むとともに、連携・協働して互いの役割に応じた責任ある行動・働きかけを行うことにより、事業の効果を高めていく必要があります。
- ネットワーク路線の整備を円滑に推進するため、国、県、市及び警察などの関係機関がスムーズに意見交換・調整を行える会議体（以下「調整会議」という。）で協議します。

### 市民・交通事業者・行政の役割

市民 の役割	短距離移動の自転車利用	特に5キロメートル未満の移動は、自家用車から自転車へ切り替えることで、家庭からのCO2排出量を大幅に削減できます。
	通勤・通学時の自転車利用の促進	自転車で通勤・通学することで、個人の健康増進だけでなく、社会全体の環境負荷低減に貢献します。
	交通ルールの遵守	交通ルールを守り、事故のリスクを減らし、他の交通利用者との共存を図ります。
	自転車の点検と整備	定期的に点検と整備を行い、安全に走行することで事故を未然に防ぐことができます。
	公共交通機関との連携	サイクルアンドライド等を積極的に利用することで、移動の選択肢を広げ、より効率的な移動を実現できます。
交通事業者 の役割	自転車との連携の推進	公共交通機関と自転車が円滑につながる取組を推進することで、移動範囲の拡大と利便性の向上に貢献します。
	情報提供と啓発	公共交通機関と連携した自転車利用のメリット等の情報を提供し、市民の自転車利用を促進します。
	駐輪施設の整備と連携	駅やバス停等で駐輪スペースの確保と管理を適切に行うことで、公共交通機関への乗り換えを円滑にします。
国・県・市 の役割	計画に位置付けた取組の推進	事業の着実な推進により、自転車活用に向けた目標の達成が図られます。
	市民・交通事業者との連携強化	市民や交通事業者との意見交換の場を設け、それぞれの役割とニーズを共有し、協力体制を構築します。
	インフラ整備	安全で快適な自転車通行空間の整備や交差点の改良など、自転車利用者が安心して走行できる環境を整備します。
	交通ルール・マナーの啓発と指導	市民に対する交通ルールやマナーに関する広報活動を強化し、必要に応じて指導や取り締まりを行うことで、安全意識の向上を図ります。
	シェアサイクルの推進	シェアサイクル事業を推進し、市民や観光客が自転車を利用しやすい環境を整えます。
	多角的な情報提供	サイクリングマップの作成やイベントの開催など、自転車利用を促すための情報を積極的に発信します。



## 5-2 計画の進捗管理

本計画では、毎年各施策の進捗状況を把握し、成果指標（KPI）を用いて評価・検証を行うとともに、調整会議での協議内容を踏まえ、ネットワーク路線のフォローアップや見直しを行います。また、計画の見直しに当たっては、「水戸市自転車利用環境整備審議会」を開催し、専門的な知見に基づく意見を反映させるものとします。

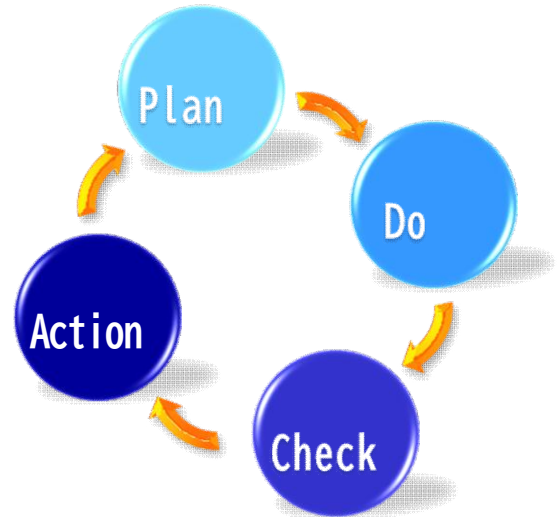
### 《PDCA サイクルによる計画の達成状況の評価》

計画を進めるに当たっては、PDCA サイクルによる継続的な取組を行い、必要に応じて改善を図っていきます。

目指すまちの姿を実現するための取組の詳細を立案し、調整し、実行し、各取組（事業）についての進捗状況の確認とともに、得られた結果についての評価・検証を行います。

また、結果の評価・検証のほか、今後の地域や社会の情勢、新たな技術の動向、市民の意向やライフスタイルの変化を踏まえて、計画内容の更新、見直し等を行います。

なお、計画の見直しの際に、「自転車に乗ってみたくなるまち」が実現しているかどうか、市民に対して意識調査を実施します。



Plan：計画立案、調整等  
 Do：取組の実施  
 Check：進捗状況の確認、結果の評価・検証  
 Action：更新、見直し等

実施項目	計画期間				
	2026(R8)年度	2027(R9)年度	2028(R10)年度	2029(R11)年度	2030(R12)年度
Plan(計画)		必要に応じて計画の見直し		計画の見直し	
Do(実施)	施策の実施	施策の実施	施策の実施	施策の実施	施策の実施
Check(評価)	評価	評価	評価	評価	評価
Action(改善)	改善	改善	改善	改善	改善